

7 環総政第 382 号  
令和 7 年 10 月 1 日

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「都営南田中団地建替事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 記

#### 第 1 対象事業

##### 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東京都  
代表者：東京都知事 小池 百合子  
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

##### 2 対象事業の名称及び種類

名称：都営南田中団地建替事業  
種類：住宅団地の設置

##### 3 対象事業の所在地

東京都練馬区南田中三丁目 31 番ほか

## 第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【大気汚染 騒音・振動 共通】

建設機械の稼働に伴う大気汚染及び騒音・振動について、各工区において影響が最大となる時点における最大値が出現する地点を含む範囲で予測するとしているが、本事業は団地内に居住者がいる中で約13年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、配慮施設等が隣接している地点もあることから、適切に予測時点や予測地点等の設定を行うこと。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。